

Q&A 法改正「書面又は電磁的方法による決議」について

Q1 書面又は電磁的方法による決議を行ってもよいかの決議と、書面又は電磁的方法による決議の両方について、会員 1 人 1 票と定めているもの以外の議題であれば、世帯 1 票としてもよいでしょうか？

A1 意思確認を 1 度にまとめる場合も 2 度する場合も、構成員全員から承諾又は合意が必要になります。2 度意思確認する場合、全員から承諾を得た後は規約に準ずるので、世帯 1 票と規定しているものは、世帯 1 票としても問題ございません。

Q2 「認可地縁団体の手引き」P.7 で、個々の議案について承諾又は合意を得る必要があると書かれていますが、議長や議事録署名人の選出については、議案という扱いではないため、議案と共に会員に諮っても問題はないでしょうか？

A2 問題ございません。

Q3 構成員全員から承諾又は合意を得ようとする際、反対ではないですが、「無回答」や「連絡がつかない」等の場合、全員の承諾又は合意を得られなかったということになりますか？

A3 「無回答」や「連絡がつかない」等があった場合、構成員全員の承諾又は合意を得られなかったということになり、書面又は電磁的方法による決議は行えません。